

第1章 計画の概要

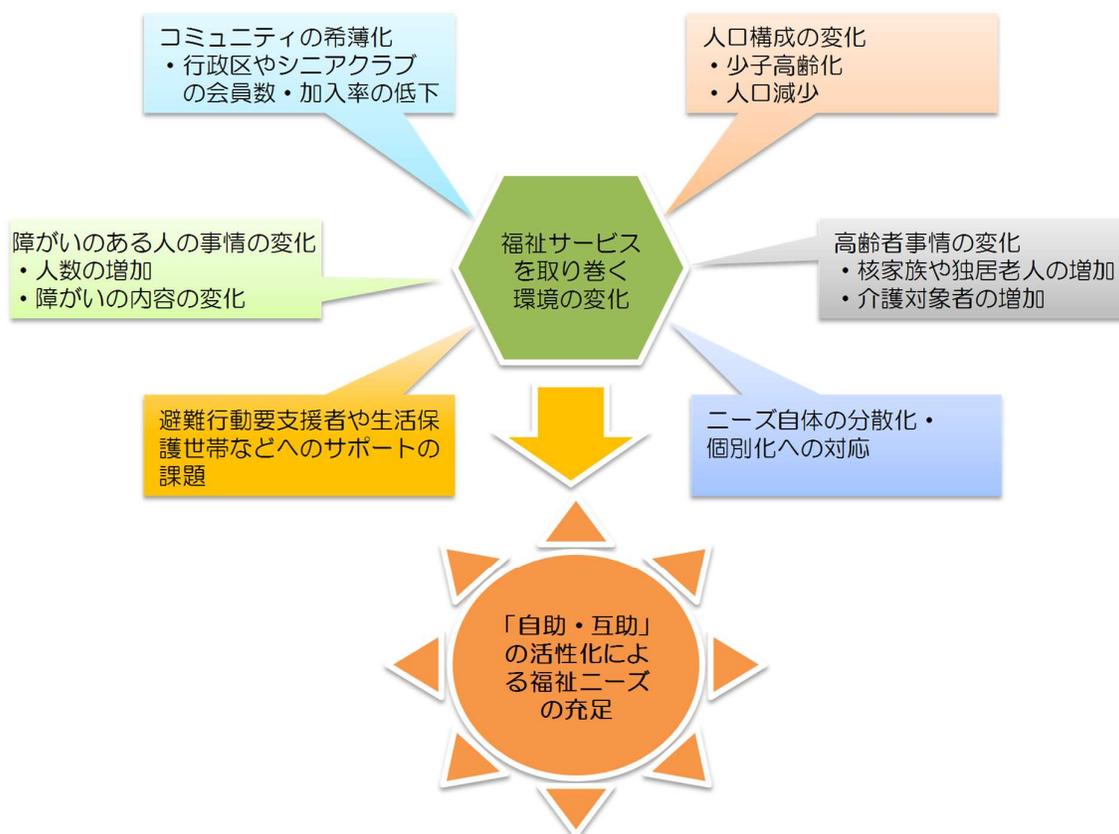
1 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化などによる家族機能の低下、地域のコミュニティやつながりの希薄化、障がいのある人の増加などにより、地域における福祉のニーズが変化・増大しています。

また、避難行動要支援者（*）等へのサポートの課題や、高齢者や単身者の孤立の問題、価値観の多様化や障がいの内容の変化への対応の課題など、ニーズが個別化・分散化しています。

これらニーズを満たし、地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するには、公的サービス（公助）だけでなく、市民の意識の啓発・地域コミュニティの支援などを通じた「自助・互助」を活発にすることが求められています。

（*） 避難行動要支援者：災害の発生や発生する恐れがある際、ひとりでは避難が困難であり、円滑・迅速な避難のために特に支援を要する者。例えば、歩行困難な独居高齢者や身体障がい者など。



更に、地域の住民や色々な主体が「我が事」として参画することで、人と人、人と資源が世代や文化を超えて「丸ごと」つながり、市民一人ひとりの暮らしや生きがい・地域がともに創られていく社会を目指します。

2 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、社会福祉法第1条により、「地域における社会福祉」と定義されており、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が力をあわせ、地域における生活課題の解決に取り組むしくみです。

誰でも、病気になったり、介護が必要になったり、子育てで悩んだりするなど、日常生活の中で手助けが必要になることがあります。このようなときに、地域の中で協働によって、支援を必要としている人を支えていく「互助」のしくみが「地域福祉」です。

このしくみを具体的な形にまとめたものが、市町村の策定する「地域福祉計画」であり、社会福祉協議会が中心となってつくる「地域福祉活動計画」です。

地域福祉を推進することと地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

ここで規定されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体などの意見を踏まえること、その内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

また、「地域福祉活動計画」を中心的に策定する社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で次のとおり規定されています。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画では、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが総合的にまとめられます。一方、地域福祉活動計画では、社会福祉協議会による地域福祉に関する具体的な施策が個々に記述されます。地域福祉を推進する両輪として、両計画の密接な連携が重要であることから、近年では下記に示す効果を狙い、2つの計画を一体化した「地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定することが多くなっています。

- 取り組みごとに、行政と社会福祉協議会の事業が併記されるため、相互の補完関係を直接的に確認しながら、より効果的な事業策定が可能になること。
- 事業評価の段階においても、実施結果の要因分析をよりきめ細やかに行えること。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画（市が策定する行政計画）

地域福祉計画は社会福祉法に規定されており、その策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっています。

地域福祉計画は、市民の意見を十分に反映させながら策定する計画であり、今後の地域福祉を総合的に推進するうえで大きな柱になるものです。

また、矢板市まちづくり基本条例の「めざすまちの姿」を見据えて「21世紀矢板市総合計画」を上位の計画とし、これまでに策定され、実行されてきた個別分野の福祉計画（障がい者福祉計画・障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画など）を横断的につなげ、地域福祉の理念やしきみをつくるものです。したがって、既存の分野の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、矢板市に暮らすすべての市民を対象に、地域における福祉活動を進めるための基本計画となります。

(2) 地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定する民間計画）

地域福祉活動計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画であるといえます。

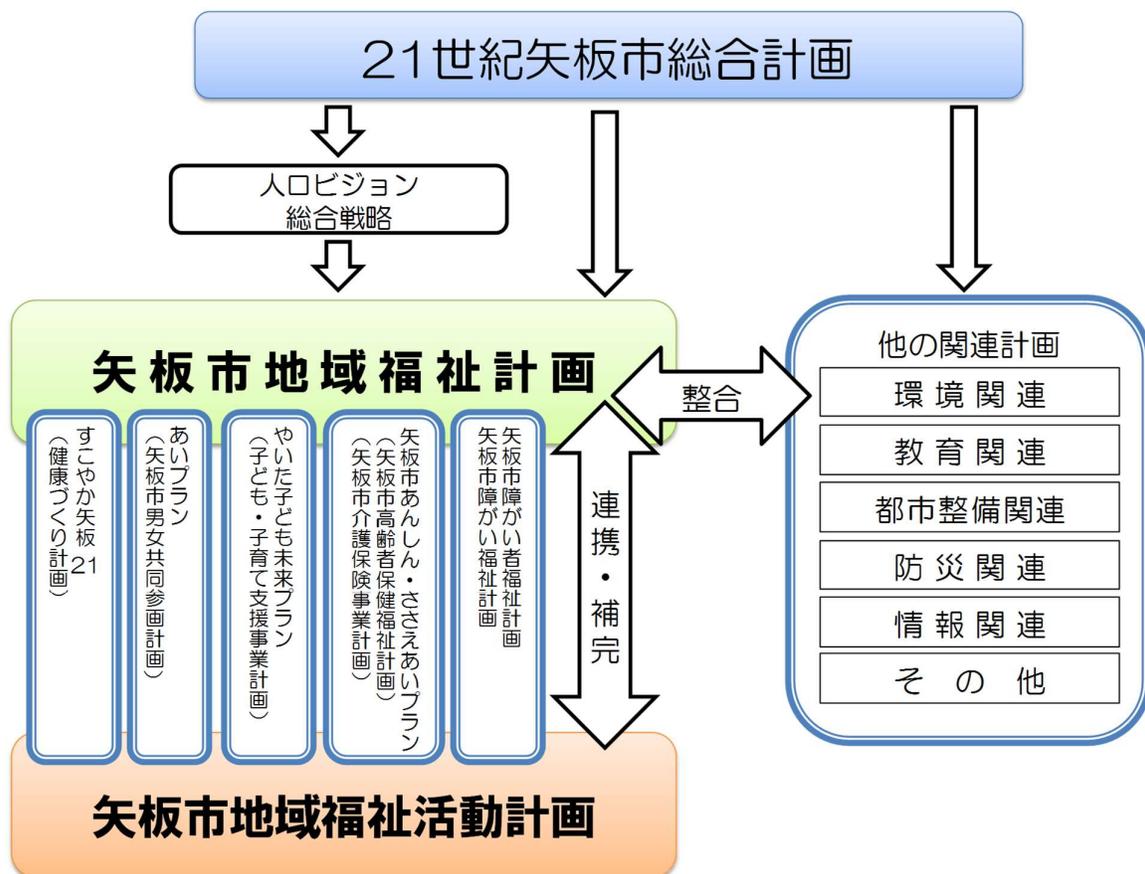
なお、この地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき、市民主体の理念のもとに運営されている団体であり、地域住民や当事者団体の参加と援助を図る組織です。

このため社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を進めるための理念やしきみをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあるため、これら計画を一体的に策定することで、強い連携でより効率よくそれぞれの事業を進めることが可能となります。



また、今回の計画は、経済の低迷等の社会情勢の変化や社会福祉法の改正等を背景に、厚生労働省から発出された以下の通知も踏まえて策定されています。

- 平成 26 年「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」
(厚生労働省社会援護局 社援発 0327 第 13 号)
- 平成 27 年「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
(厚生労働省社会援護局 社援地発 0327 第 14 号)
- 平成 29 年 6 月公布「社会福祉法 改正」(平成 30 年 4 月 1 日施行)
※地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するため、「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備が求められています。

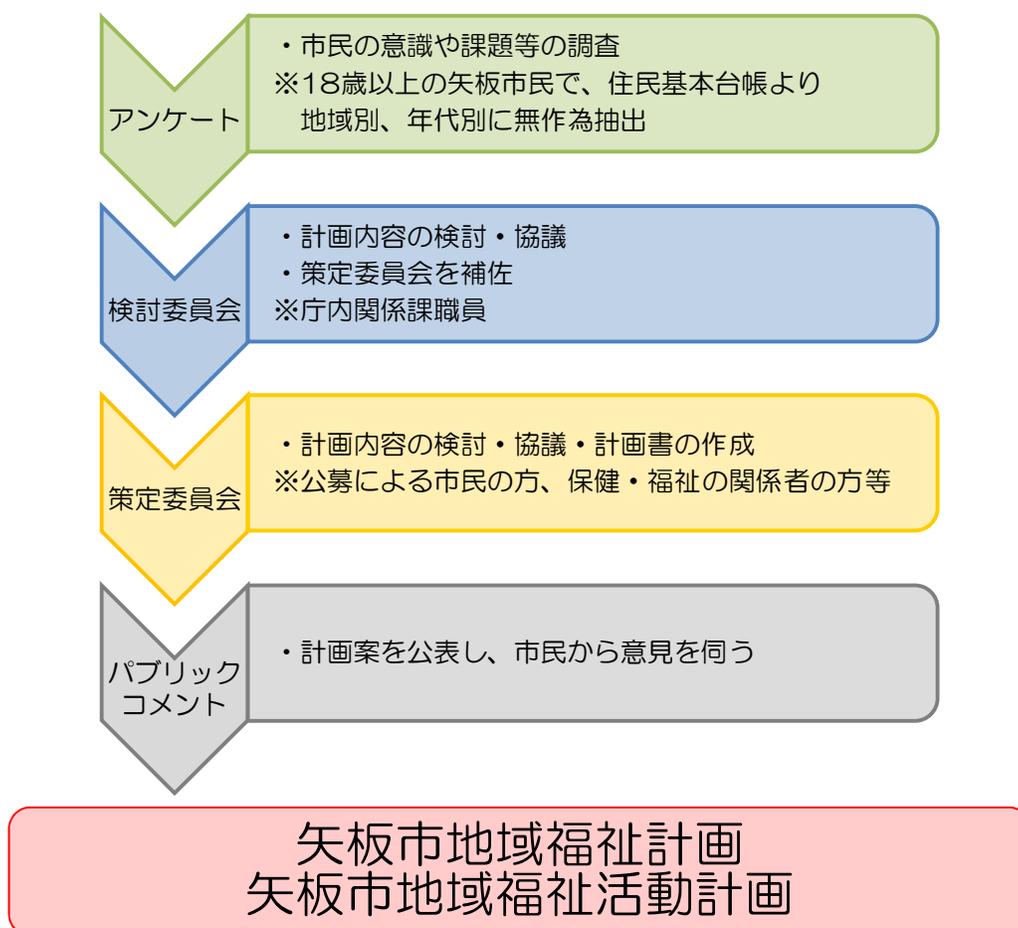
4 計画の策定体制

本計画の策定に先立ちアンケートを行い、地域福祉に関する市民の意識や意見などを把握し、計画策定のための基礎資料としました。

また、公募による市民の代表、保健、福祉の関係者などの参画により、「策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行い計画案を策定しました。

更に、「策定委員会」を補佐するため、庁内において「検討委員会」を組織し、関係各課との連携を図り、具体的な施策について継続・見直しなどの検討調整を行いました。

計画案に対し、広く市民の方々よりご意見をうかがうため、パブリックコメントを実施し、計画として策定しました。



5 計画の期間

この計画は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間を計画期間とします。
この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

～平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年～
矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画				第 2 期 矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画				第 3 期 計画 (予定)	
第 2 次 21 世紀矢板市総合計画							第 3 次計画 (予定)		
前期基本計画			後期基本計画						
矢板市次世代育成 支援対策 行動計画		やいた子ども未来プラン				第 2 期計画 (予定)			
第 5 期 計画		第 6 期矢板市 高齢者プラン		第 7 期計画 (予定) あんしん・ささえあいプラン			第 8 期計画 (予定)		
第 3 次計画			第 4 次矢板市障がい者福祉計画				第 5 次計画 (予定)		
第 3 期 計画		矢板市障がい福祉計画 (第 4 期)		第 5 期計画 (予定)			第 6 期計画 (予定)		
あいプラン三期計画				四期計画 (予定)				五期計画 (予定)	